

第三次長崎県食育推進計画（案）〔概要〕

第1章 食育の推進に向けて

1 計画策定の趣旨

平成18年度に「長崎県食育推進計画」、平成23年度に「第二次長崎県食育推進計画」を策定し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

その結果、学校や保育所等で食育に関する取組が進み、また、農林水産物の生産現場等における体験活動が増えていることなど、県民の食に関する知識や活動が着実に広がってきた。

しかしながら、現代の食に関する課題は、社会構造や国民の意識の変化に起因するものが多く、短期間に解決していくことは困難である。

今後も継続した取組が必要であるが、現行計画の期間が本年度で終了するため、これまでの取組の検証結果も踏まえた新たな「長崎県食育推進計画」を策定する。

2 計画の役割

本計画は、長崎県内において実施する食育推進のための各種施策を基本的な取組方針に沿って掲げ、これらを総合的かつ計画的に推進するためのものであり、関係機関との連携・協力のもと、食育を県民運動として取り組むこととする。

食育推進にあたっては、食に関する理解を深め、健全な心と身体を培い、豊かな人間形成を推進し、健康で文化的な県民の生活、豊かで活力のある社会の実現を目指す。

3 計画期間

計画の期間は、平成28年度から32年度までの5年間とする。

ただし、社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じて見直す。

第2章 食をめぐる現状と課題

1 食と健康

エネルギーや食塩等の過剰摂取や野菜の摂取不足などの栄養の偏りとこれらに起因する肥満や生活習慣病の増加

過度の痩身志向や独居高齢者等の低栄養

2 食と家庭

核家族化の進行、共働き世帯やひとり親世帯の増加、子どもの生活時間帯の変化などのため、家族がともに食卓を囲む機会が減少

3 食と地域

地域社会のつながりの希薄化

地域の食文化の衰退

4 食への感謝

食生活が豊かになる一方、食材の本来の姿や収穫から食べるまでの過程が認識しにくく、食に関する感謝の念と理解が不足

5 食料自給率と食品の廃棄

食品廃棄物の発生抑制

生産性向上のための農薬や化学肥料の使用等への正しい理解

6 食品に対する信頼

食品の安全性等、食に関する情報の氾濫

消費者に対する正確な情報提供

7 若い世代の教育

20歳代から30歳代を中心とする若い世代における食に関する知識や意識の不足
これから親になり食育を次世代につなげるこれらの世代へのアプローチ

第3章 食育推進の基本的な考え方

1 責務及び役割

県は、食育の推進に関し、国、市町、関係団体等との連携を図り、地域の特性を生かした施策を食育推進計画に基づき、実施する責務がある。

教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等においては、県民の食に関する関心及び理解を増進する上で、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努める。

県民は、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努める。

2 基本的な方針

健康で文化的な県民の生活・豊かで活力のある社会の実現に寄与するため、人間が生きるうえでの基本である食の充実を図り、食に興味を持ち、実践できる人を増やすことを目指す。

また多様な関係者による連携体制を構築して食育推進の基盤づくりを進める。

《4つの目指す方向性》

1. 健やかな身体の発達と健康づくり
2. 健やかな心と豊かな人間形成
3. 望ましい食習慣と正しい知識・判断力の習得
4. 伝統的な食文化の継承